（混用率に関する特例）

第七条　繊維製品の組成繊維中に別表第七に掲げる繊維があるときは、これを組成繊維から除いて混用率を算定することができる。

2　生地の装飾又は組織の押さえに使用された糸及び令別表第一号（三）の繊維製品（以下「衣料品等」という。）の装飾、補強又は縁取り等特定の部分の効用を増すために使用された糸又は生地であって、その組成繊維の全体に対する混用率が五パーセント以下のものについては、第十条第二項に規定する場合を除き、これを組成繊維から除いて混用率を算定することができる。

3　一部の組成繊維について、その混用率の算定が困難な場合には、その組成繊維の混用率については、混用率を示す数値に代えて「混用率不明」又は「不明」と表示する。

（はっ水性に関する特例）

第八条　第二条第四項に規定する試験をする場合において、別表第八の上欄に掲げる取扱表示を表示する繊維製品については、同表の下欄に掲げる処理を省略することができる。

2　前項に規定する場合を除き、第二条第四項に規定する試験をした場合のはっ水度が二級未満である試験片を含む繊維製品であって、当該試験の水洗い処理又はドライクリーニング処理（パークロロエチレン法ドライクリーニング処理又は石油系法ドライクリーニング処理）を省略した場合のはっ水度が全ての試験片について二級以上であるものについては、水洗い又はドライクリーニングをした場合においてはっ水効果が失われる旨を付記する場合に限り、第三条第三号に規定する表示をすることができる。この場合において、需要者が第三条第三号の規定による表示と同時に明確に認識し得る方法により表示しなければならない。

（許容範囲）

第九条　混用率を表示する場合の誤差の許容範囲は、別表第五に掲げるとおりとする。

（用語等の制限）

第十条　第三条第一号又は第五条の規定による表示のほかに繊維の名称を示す表示を行う場合には、次の各号に定めるところによることとする。

一　その繊維の混用率が百パーセントである場合に限り、その表示に「正」、「純」、「本」等混用率が百パーセントである旨を示す用語を付記することができることとする。ただし、第七条第一項の規定に基づいて算定した場合にあっては繊維の組成の表示に付記した内容を、同条第二項の規定に基づいて算定した場合にあってはその算定に当たり組成繊維から除いた糸又は生地が使用されている旨をその表示にそれぞれ付記しなければならない。

二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、その表示に混紡、交織、交編若しくは混用である旨を示す用語を付記し、又はその用語中において全ての組成繊維名を示さなければならない。

2　第三条第一号又は第五条の規定による表示のほかに、特定の繊維を示すものとして広く需要者の間に認識されている商標を用いて表示を行う場合には、その繊維の混用率が百パーセントである場合以外は、その商標に混紡、交織、交編若しくは混用である旨を示す用語を付記し、又は需要者が第三条第一号若しくは第五条の規定による表示と同時に明確に認識し得る方法によりこれを行わなければならない。

3　布団の詰物として、繊維のほか、繊維以外の物を使用している場合は、第三条第一号又は第五条第一号若しくは第二号の規定による表示に際し、その物の名称を見やすいように付記しなければならない。

4　第三条第三号又は第八条の規定による表示がなされていない場合は、はっ水性を表す用語及びレインコート等はっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いてはならない。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、帽子に関する部分は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月三十一日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一（第一条関係）

繊維製品	品質に関し表示すべき事項
一　令別表第一号（一）の糸、同号（二）の織物、ニット生地及びレース生地（同号（三）の水着、下着（組成繊維中におけるものの種類が一のもの（なせん加工を施したものを除く。）及び組成繊維中における絹の混用率が五十パーセント以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物（以下この表において「特定織物」という。）のみを表地に使用して製造し又は加工した和服用のものに限る。）、羽織及び着物（特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工したものに限る。）、帯、足袋、ハンカチ、風呂敷、ネクタイ、帯締め、靴下、手袋、羽織ひも、床敷物（パイルのあるものに限る。）、布団、テーブル掛け、タオル並びに手拭い	繊維の組成
二　令別表第一号（三）のセーター、シャツ、ズボン、ドレス、ホームドレス、ブラウス、スカート、事務服、作業服、上衣、子供用オーバーオール、ロンパース、下着（組成繊維中におけるものの種類が一のもの（なせん加工を施したものを除く。）及び特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工した和服用のものを除く。）、寝衣、羽織及び着物（特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工したものを除く。）、帽子、マフラー、スカーフ、ショール、かっぽう着、毛布、膝掛け、上掛け（タオル製のものに限る。）、布団カバー、敷布、カーテン、ベッドスプレッド、毛布カバー並びに枕カバー	繊維の組成 家庭洗濯等取扱方法
三　令別表第一号（三）のコート（特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工した和服用のものに限る。）	繊維の組成 はっ水性
四　令別表第一号（三）のコート（特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工した和服用のものを除く。）	繊維の組成 家庭洗濯等取扱方法 はっ水性

備考　はっ水性については、はっ水に類する用語又ははっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いている場合を除き必ずしも表示することを要しない。

別表第二（第二条関係）

「組成繊維」とは、次の各号の繊維製品についてそれぞれ各号に定める繊維をいう。

一　糸については、それを組成する繊維

二　織物については、それを組織している糸（耳糸を除く。）を組成する繊維。ただし、床敷物用織物については、パイルを組成する繊維

三　ニット生地については、それを編成している糸を組成する繊維

四　レース生地については、それを構成している糸を組成する繊維

五　衣料品等のうちコート、ズボン、ドレス、ホームドレス、スカート、上衣、羽織、着物、羽織ひも、帯締め及び布団以外のものについては、その生地（表生地以外に生地を使用しているものについては表生地、足袋については表地、表底地及び甲裏地）を組織し、編成し又は構成している糸（床敷物については、パイル）を組成する繊維

六　コート、ズボン、ドレス、ホームドレス、スカート、上衣、羽織及び着物については、その表生地及び裏生地（ズボンについては、膝及び身頃の裏生地に限り、ズボン及びスカート以外のものについては、胴、背及び袖の裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が五パーセントを超えるものに限る。）を組織し、編成し、又は構成している糸を組成する繊維